

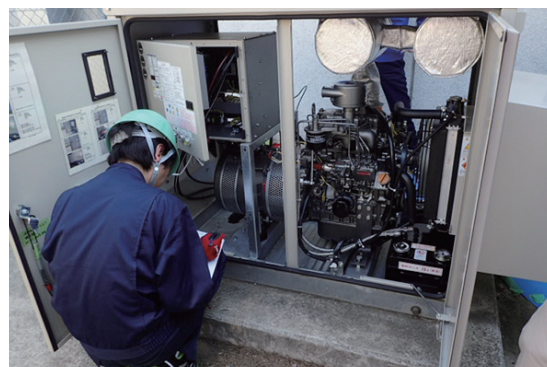
非常用発電機に 負荷試験の実施を。

非常用発電機 負荷試験サービス

非常用発電機の定期点検時には負荷試験の実施が必要です。

非常用発電機は、電気事業法・建築基準法・消防法により定期点検が義務付けられていますが、東日本大震災時に多くの非常用発電機が不始動および異常停止を起こしました。簡易的な動作確認を行う定期点検のみでは、非常用発電機が正常運転可能かどうかの確証を得る事ができません。いざという時の動作不良を未然に防ぐ為に、模擬負荷を接続し実際に非常用発電機を動かす負荷試験を定期的に行う必要があります。

当社は、非常時の電源確保の為、擬似負荷を接続し実際に非常用発電機を動かす負荷試験サービスの提供を行っています。



負荷試験について

非常用発電機の性能試験を行う際、発電機に一定の負荷をかけ、正常に運転するかどうかを確認することを「負荷試験」といいます。負荷試験の必要性が一般的に認知されていない上、負荷試験事業者及び負荷試験機が不足しているため、非常用発電機の簡易的な動作確認を行う定期点検のみで済む場合が多いのが現状です。

非常用発電機の定期点検時には負荷試験の実施が必要です。

<負荷試験のイメージ>

発電機と負荷試験機の接続は、
発電機のエンジニアが行う

負荷試験機

発電機

<負荷試験の範囲>

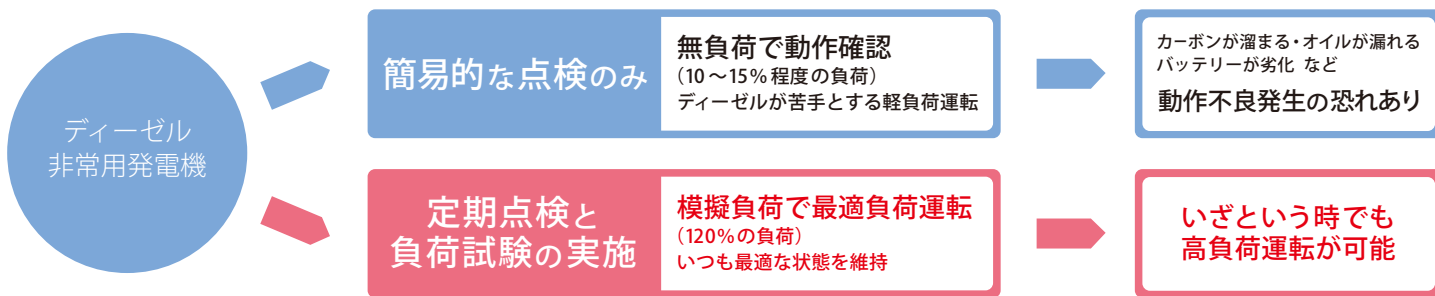
- ①負荷試験機のセッティング
- ②負荷試験機から発電機までのケーブル敷設・養生
- ③性能試験（負荷試験機の操作・監視）
- ④撤去作業

非常時などの“いざという時”のために・・・

非常用発電機の定期点検において**負荷試験**を行い、
発電機が正常運転する状態を維持する事が重要です。

負荷試験の必要性

非常用・防災用発電機の大半はディーゼルエンジンです。ディーゼルエンジンは、無負荷・軽負荷運転を行うとエンジンに悪影響を及ぼします。ディーゼル非常用発電機の定期点検において、負荷試験機を用いた模擬負荷運転（負荷試験）を実施することで、正常な起動と運転ができる状態を維持することができます。



関係法令等に基づく非常用自家発電設備の点検について

		電気事業法	建築基準法 (建築設備の予備電源として用いる場合)		消防法 (消防用設備等の非常用電源として用いる場合)		
対象建物		需要設備	国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物以外の建築物で特定行政庁が指定するもの	国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物	特定防火対象物で延べ面積が1,000㎡以上のもの	防火対象物で消防長又は消防署長が指定するもの	左記以外の防火対象物
対象設備		非常用予備発電装置	自家用発電装置		自家用発電装置		
点検の内容		日常巡視 日常点検 定期点検 精密点検	外観検査 性能検査	損傷、腐食、その他の劣化の状況の点検	機器点検 総合点検		
点 検	監督	選任された電気主任技術者					
	点検者	設置する者	建築士又は建築設備検査資格者		消防設備士又は消防設備点検資格者	関係者	
	頻度	日常及び定期	特定行政庁が定める期間(6ヶ月～1年)	1年以内ごと	1年(総合点検)及び※6年(負荷運転) ※運転性能維持に係る予防的な保全策が講じられている場合		
	基準	保安規定(自主)	検査の項目、方法ならびに結果の判定基準(国土交通省告示)		点検基準(消防庁告示) 点検要領(予防課長通知)		
	記録	—	定期検査報告書(建築基準法施行規則) 検査結果表(国土交通省告示)		点検結果報告並びに点検票(消防庁告示)		
	報告	—	特定行政庁が定める期間(6ヶ月～1年)	—	1年に1回〔特定防火対象物〕 3年に1回〔特定防火対象物以外の防火対象物〕		
罰則		技術基準適合命令	定期検査報告違反 (100万円以下の罰金)	—	点検結果報告違反 (30万円以下の罰金又は拘留)		



株式会社パースジャパン
〒113-0033 東京都文京区本郷5丁目26番4号 東京クリスタルビル

- このカタログ内容についてのお問い合わせは、販売店にご相談下さい。
 - このカタログの用紙には、環境に配慮した植林木を使用しています。
- ※カタログの内容の一部は改良のため予告なく変更することがあります。
また、編集や印刷上、実物と多少異なる場合があります。

このカタログの内容は2019年1月現在のものです。

《ご用命は当社まで》